

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 4 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和2年度「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員処遇改善特別加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の取扱いについて

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、現在、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成31年3月26日付け障障発0326第2号）」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和元年5月17日付け障障発0517第1号）」（以下「特定加算通知」という。）に基づき、その運用を行っているところです。

特定加算通知において記載しているとおり、加算の取得にかかる業務簡素化の観点から、各処遇改善加算の計画書等の届出について、様式の統合等を予定しております。

様式の統合等については、介護保険の状況を踏まえ、現在検討を進めているところですが、統合後の様式を2月末目処で発出し、令和2年度の加算の算定に当たり、都道府県知事等への届出の期限については、通常前年度2月末日となっているところですが、令和2年度当初の特例として、令和2年4月15日(水)とする予定ですので、各都道府県等におかれましては、内容をご了知の上、貴管内市町村、事業所等に周知をお願いします。

（本件連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 評価・基準係
電 話：03-5253-1111（内線3036）